

# 高山市国民健康保険の現状

## 保険料の見直しと大切なお知らせ



今回は、今後の保険料率の予定や、知っておくと便利でお得な国民健康保険(国保)の情報をお届けします。

### ▼健全な国保財政の運営のために

市の国保財政は、保険料収入の減少に加え、医療費は増加傾向にあり、3年間連続して単年度収支が赤字であるという非常に厳しい状況にあります。

また、市国保の保険料率は、平成13年度に大幅な見直しを行って以来、市町村合併の際に資産割を見直した以外は改定を行っていません。

そこで来年度の保険料率について、平成23年度の医療費の動向も見据えながら、被保険者のみなさまの負担をでき

るだけ抑えられるよう検討したうえで、引き上げを予定していますので、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

詳しくは広報たかやまなどでお知らせしていきます。

なお、最終的な保険料は平成24年7月の本算定で決定となります。

### ▼保険料の確実な納付をお願いします

・お支払いには、納め忘れない口座振替が便利です。

### ▼国民健康保険に加入する時や、やめる時には必ず届出が必要です(表1)

・届出の際は、運転免許証など顔写真のついた本人確認書類のほか、健康保険の異

動を証明する書類などが必要となります。

・本人または世帯主以外の方が届け出るときには、委任状が必要です。

・異動があつた場合、原則14日以内の届出をお願いいたします。

・届出が遅れると、一度に多くの保険料を支払うこととなつたり、医療費がいったん全額負担となることがあります。

### ▼ご存知ですか?こんな制度

□**限度額適用認定証**  
平成24年4月1日からは、入院だけでなく高額な外来診療を受けたときにも、限度額適用認定証等を提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口支払が一定の金額にとどめられるようになります。

市国保の被保険者で該当すると思われる方は、被保険者

証、印かん(シヤチハタ不可)をご持参のうえ、国保窓口で申請してください。

### □保険料や一部負担金の減額(免除)

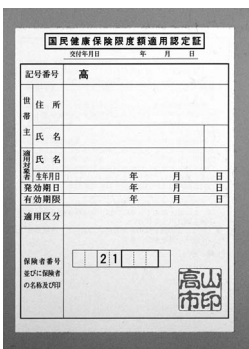
火災など特別な事情により生活が著しく困難となり、保険料や一部負担金を支払うことが困難な時は、減額や免除を受けられることがあります。

また、減額などが受けられ

ない方も、保険料の分割納付などの対応が可能ですので、市民課や各支所の国保窓口にてご相談ください。

▼そのほか、手続きや保険料、給付などについてもお気軽にご相談、お問合せください。

問合先  
市民課  
353495



限度額適用認定証

(表1)

| 届出が必要となる主なケース |                        |
|---------------|------------------------|
| 加入の場合         | 転入したとき                 |
|               | 職場の健康保険をやめたとき          |
|               | 家族が、健康保険の被扶養者からはずれたとき  |
|               | 子どもが生まれたとき             |
| やめる場合         | 転出するとき                 |
|               | 職場の健康保険に入ったとき          |
|               | 家族が健康保険の被扶養者になったとき     |
|               | 死亡したとき                 |
| その他           | 住所、世帯主、氏名が変わったとき       |
|               | 就学のため、他の市区町村へ転出するとき    |
|               | 保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき |